



■ 職場における新型コロナウイルス感染症対策 ■

新年早々、恐れていた緊急事態宣言が発出され、身近なところまで感染が近づいていると実感されている方も少なくないのではないのでしょうか？今回は職場における新型コロナウイルス感染症対策の注意点やポイントをまとめました。

■感染予防の基本 1. マスクの着用 2. 手指衛生の励行 3. 「3つの密」の回避

この期に及んでこれを行っていない方はいらっしゃると思いますが、もう一度基本に立ち返りましょう。

事業所内におけるマスクの備蓄、手洗い場におけるペーパータオルや消毒液の設置なども検討されてみてはいかがでしょうか。

■環境対策 事業所における換気と消毒

【換気】冬場においては寒さを防ぎつつ、室内のこまめな換気を行うことが重要です。30分に1回以上、数分程度窓を全開にすることが望ましいとされています。空調における換気や空気清浄機の設置なども一案かと思われます。

【消毒】通常の環境消毒とは？

- ・ 不特定多数が触れるドアノブ、手すり、エレベーターのボタンなどを定期的に消毒する。
- ・ 不特定多数が利用するトイレ（床を含む）を定期的に消毒する。
- ・ 消毒は最低でも1日1回行うこと（複数回実施することが望ましい）。
- ・ 机や椅子、パソコン、電話機などは、退社直前に（共用であれば使用前後にも）毎回各自でアルコールで清拭消毒することが望ましい。

また、消毒に関する基本的な考え方を下記しますのでご参考になさってください。

事業所の消毒に関する基本的な考え方

- ・ 消毒前には中性洗剤等を用いて表面の汚れを落としておくこと。
- ・ アルコール消毒液（60%～95%）もしくは次亜塩素酸ナトリウム水（0.05%）を用いる。
- ・ トイレの消毒については次亜塩素酸ナトリウム水（0.1%）を用いる。
- ・ 消毒は拭き取り（清拭）を基本とし、消毒剤の空間への噴霧は吸入の恐れがあるので行わない。
- ・ 必要に応じて適切な個人保護具（マスク、保護メガネ、手袋、ガウン等）を用いること。
- ・ 次亜塩素酸水（次亜塩素酸ナトリウム水とは違うもの）については、有効塩素濃度や使用方法によっては新型コロナウイルスの消毒に有効とされるが、有効性および安全性の根拠が明確でない製品が多い。
- ・ 空間除菌用品をうたう商品は、その効果に対する合理的な根拠は確認できていない。

■その他事業所に求められること

- | | | |
|------------------------|---|----------------------------------|
| 1. 事務所やオフィスにおける人の配置 | → | 例）密を避ける、対面にならないようなレイアウトへの変更など |
| 2. 食堂、休憩室、更衣室や喫煙室の管理 | → | 例）休憩時間に幅を持たせる、共通スペースの定期的な換気・消毒など |
| 3. 不特定多数の者との対面業務における対策 | → | 例）来客者の検温、パーティションの設置など |
| 4. 従業員の健康状態のモニタリング | → | 例）従業員の検温実施など |

出典：職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド

<https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide1215koukai.pdf>

上記感染予防対策を行っても、事業所内に感染者もしくは濃厚接触者の方が発生してしまった場合に関しましては、

あおば新聞2020年10月号に対応策をまとめてありますので、そちらをご参考になさってください。

■ IT導入のコンサルティングが無料で4回受けられます！ ■

これは、**ITの専門家として実績のある中小企業診断士を埼玉県の制度を利用して、無料で招くことが出来る**というものです。

相談内容は、まさに「**ITに関して、どこから手を付けていいかわからない**」で大丈夫です。

無料で相談できるコンサルタントを利用して、より効果的なIT導入をしてみませんか。

◆ 実際にご相談いただいた事例 ◆

『テレワーク・リモートワークの導入検討』、『無料、または安価なクラウドサービスを利用した業務効率化』、
『情報セキュリティ対策』、『IT導入時の補助金・助成金の活用』他、多数の事例がございます。

ご興味がありましたら、まずはメールまたは電話にてお気軽にご連絡ください。

連絡先：HTコンサルティングオフィス 〒334-0002 川口市鳩ヶ谷本町 3-2-16

TEL 048-281-8092 FAX 050-5846-8905 担当 下山：しもやま（ITコーディネーター/中小企業診断士）まで

直接のご連絡先はこちら mail : shimoyama@o-ht.com、携帯 : 070-4163-2051

～ 令和3年3月1より障害者の法定雇用率が引き上げになります ～

民間企業の法定雇用率が、現行2.2% → 3月以降2.3%に引き上げとなります。

それに伴い、事業所規模で従業員数が43.5人相当と認められる会社様については、障害者を雇用する義務がございますので、ご注意ください。

■ 雇用調整助成金のFAQ（よくある質問）特集 ■

雇用調整助成金について、**緊急事態宣言が解除される月の翌月末まで特例期間が延長される予定です。**

本号では、よくあるお問合せを特集させていただきますので、お役立てください。

Q1. 既に申請したけれど、何ヶ月か休業していなかった。再申請する場合、その時点で売上高が5%減じゃないとダメ？

A1. 再度申請をするにあたっては、生産指標の提出は不要です。

Q2. 休業協定書は締結する必要があるの？

A2. 休業協定書は、添付の有無を問わず、休業期間毎に必ず締結してください。

Q3. 雇用調整助成金は1年以上の期間に対して申請できるの？

A3. 緊急対応期間に限って、特例措置として、特別に申請することが可能です。

そのほか、ご不明点等ございましたら、お気軽にあおば事務所までお問合せください。

～ その他のお知らせ ～

＜ 今年も、労働保険の年度更新の集計が始まります ＞

2月に年度更新作業の確認資料をお送りしますので、あおば事務所まで随時、ご返信ください。

＜ 電話以上訪問未満の打合せ ＞

あおば事務所では、**Zoom（テレビ会議）**による面談・会議・研修等に対応しております。

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です） ■

組織活力のアップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます。

■ 組織活力アップ研修（全ての根本がここに！基本は約3ヶ月） ■

■ 問題解決プログラム ■ 経営幹部、管理職研修

■ チームビルディング、超採用面接法 他

また、実施時間含めて内容もカスタマイズ可能ですので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。